

法教育における自由と平等の扱い方

名ばかりの公民教育をこえて

山本 聡 (神奈川工科大学 教職教育センター)

「人間は平等かつ自由な存在として生まれた」といわれますが、「平等かつ自由な存在」とはいかなる存在のことなのでしょう。ふつう、平等ならば、個性やそれぞれの違いを考えずに皆同じ人間として扱うべきでしょう。また、自由な存在として個性やそれぞれの違いを認め、多様な生き方を尊重すれば、平等に扱えなくなるでしょう。言葉の使い方でも、「個人の自由」とは言いますが、「個人の平等」とは言いません。「人間として平等」とは言いますが、「個人として平等」とは言いません。こうした混乱は、日本国憲法でも見られます。憲法第13条には「国民は個人として尊重される」(個人の尊重)と書かれていますが、同じく第24条の第2項には「個人の尊厳と両性の本質的平等」と書かれていて表現が違います。多くの憲法学者は、あまり気にしていないようですが13条にも「個人の尊厳」とタイトルを打つ人もいます。このようにあまり気にせずに表現していた概念を、今一度分かりやすくきちんと定義してみたいと思います。

では、中学校社会科学習指導要領の公民分野の目標はどうでしょう。「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し・・・」と説明しています。ところが、2022年度を中途に新規必修科目とされる「公共」(案)の構成①「(1)公共の扉 ウ. 公共的な空間における基本的原理社会」の内容では、「個人の尊重を前提に、・・・人の意見や利害を調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることが、公共的な空間を形作るために必要であり・・・自由・権利と責任・義務などをとりあげる」としています。専門官が違うと表現も変わってきてしまうのです。

こうした、公民教育のキーワード「自由」「平等」「個人」「尊重」「尊厳」「人間」「責任」「義務」「人権」といった言葉は、曖昧に使われてきました。「個人」と「人間」、「尊重」と「尊厳」、「責任」と「義務」といったよく使われる用語はどのように違うのか、「自由」「平等」「平和」といった3つのパッケージで表される民主的社会は三概念が並立なのか、優先順位があるのかなどほとんど意識していなかったようです。上記の中学社会の指導要領でさえ「個人の尊厳」と「人権の尊重」を並べ、いっぽうで新規科目の「公共」の内容では「個人の尊重」を前提に、「人間の尊厳と平等」を図ると表現しています。例えば、悪人を尊敬することはできませんが、悪人にも人間としての尊厳はあります。「自由と生命を尊重すべき」という原則には、例外がありますが(犯罪者や災害救助のトリアージなど)、人間の尊厳には例外はありません。

人は社会的動物であり、社会の中でのその人らしさ(意味づけ・存在意義・アイデンティティ)は、自らが決定付けるのではなく、周囲の人との関係や社会の中での立ち位置によって他人が評価して決まります。人間としての平等な位置づけ(役割)の場合と、個性を持った存在としての自由な私個人の位置づけ(役割)の場合とはまったくちがった存在として評価されることとなります。個人(個性)を尊重する自由主義社会においては、どうしても格差(経済や教育など)が生じることになり、格差を是正しようと考えだされた福祉国家(社会主義的社会)においては、個性を生かし努力する者にとっては不自由な社会と感じられることでしょう。

●個人－尊重－自由－格差 ●人間－尊厳－平等－不自由 について考えてみましょう。